ﾚﾝﾀｶｰ事業新規許可申請用紙

兵庫陸運部　輸送部門

申請方法

【申請書の作成】

①必要事項を記載した申請書

②会社登記簿謄本（個人で申請の場合は住民票）

③貸渡料金表（申請者で作成すること）

④貸渡約款（申請者で作成すること）

【申請書の提出】

①～④をまとめてクリップ止めし、合計２部作成（うち１部はすべてコピー可）　支局窓口に提出してください。

【許可書等の交付】

約1ヶ月後、支局より許可の連絡をします。

【登録免許税の納付】

登録免許税９万円を金融機関等で納付して下さい。

【レンタカーの登録】

レンタカー事業者証明書を用いてレンタカー登録を行って下さい。

問い合わせ先

許可申請関係：兵庫陸運部　輸送部門　TEL：０７８-４５３-１１０４ ガイダンス「５」

整備管理者関係：兵庫陸運部　整備部門　TEL：０７８-４５３-１１０３ ガイダンス「８」

自家用自動車有償貸渡(レンタカー事業)のご案内

兵庫陸運部　輸送部門

自家用自動車を有償で貸し渡す事業（レンタカー事業）を始めるには、国土交通大臣の許可を受けることが必要です。（道路運送法第８０条）　レンタカー事業の許可がなければ、レンタカーの登録はできません。

兵庫県内において事業を行う場合は、許可申請書を作成して兵庫陸運部　輸送部門へ提出して下さい。提出された申請書は審査が行われ、記載事項等に不備がなければ約１ケ月後に許可となります。許可後、レンタカー事業者証明書を受け取り、登録窓口においてレンタカーの登録を行ってください。

**兵庫県内に**

**おいてレンタカーの登録を行う場合**

その①

**兵庫陸運部へ許可申請書を提出する**

その②

**レンタカー事業者証明書を用いて、登録窓口において、レンタカーの登録を行う。**

**レンタカー事業許可基準等の概要　（令和４年５月３１日付け神兵輸公示第２号より抜粋）**

①許可基準

・申請者およびその役員が所定の欠格事由に該当していないことが必要です。

・貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる自動車保険に加入することが必要です。

②許可申請書に添付する主な書類

・貸渡料金表　　・貸渡約款　　・会社登記簿謄本（個人で申請の場合は住民票）

③許可に付する条件

・貸渡しに付随した運転者の労務供給は禁止しています。

・自家用バス（定員３０名以上、長さ７m以上）、霊柩車の貸渡しはできません。

・貸渡自動車の配置事務所において、貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理の実施が必要です。

・年に１度、所定の報告書を兵庫陸運部に提出する必要があります。

④その他

・許可後、登録免許税９万円が課せられます。（許可書とともに納付書を交付します。）

・自家用マイクロバスの貸渡しは所定の要件を満たさないと行うことができません。

・貸渡自動車のすべてを収容する車庫を有していることが必要です。

**許可申請書の提出先について**

〒658-0024　兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町３４－２

神戸運輸監理部　兵庫陸運部　輸送部門あて　　　　TEL：078‐453‐1104

所定の許可申請書様式を準備しておりますので、直接窓口にて入手するか神戸運輸監理部のホームページよりダウンロードして入手して下さい。申請書は２部（１部はコピーで可能）作成し、輸送部門窓口に提出して下さい。なお、申請を郵送にて行う場合は、①申請書　２部　②申請者の連絡先（書類に不備がある場合や許可後の連絡先）を記入したメモ用紙等　以上を同封して下さい。**（郵送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。）**

許可書の交付は輸送部門窓口にて行います。許可になりましたら当局より電話連絡しますので、直接窓口までお越し下さい。（返信用封筒がある場合は、許可の連絡後に発送します。）

令和　　年　　月　　日

①申請書様式

神戸運輸監理部長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

連絡先　　　　　　（　　　　）

自家用自動車有償貸渡許可申請書

　自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第８０条第１項及び同法施行規則第５２条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

２．貸渡人の事務所の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３．貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

４．貸渡しを必要とする理由

添付書類

　１．貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類

　２．会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿）

　３．【様式例１】宣誓書（欠格事項）

４．【様式例２】事務所別車種別配置車両数一覧表

　５．【様式例３】貸渡しの実施計画

〔レンタカー型カーシェアリング〕

上記１．～５．の他

　６．カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式

７．６.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図

　８．７.の保管場所を管理する事務所の所在地

　９．ＩＴ等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法

　10．車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法

　11．会員規約又は契約書

【様式例１】

神戸運輸監理部長　殿

宣誓書

　①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

　②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。

③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

　⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。

　⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

（役員（法人の場合））

氏　　　　　名

氏　　　　　名

氏　　　　　名

【様式例２】

○　事務所別車種別配置車両数一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所　　　在　　　地 | 配　置　車　両　数（台） | | | | | |
| 乗 用 | バ ス | トラック | 特 種 | 二 輪 | 合 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |  |  |  |  |  |

【様式例３】

貸渡しの実施計画

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
   1. 事務所ごとに配置する責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 役　　職 | 氏　　名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

* 1. 従業員への指導・研修の計画等
     + 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
     + 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成１６年３月１６日付け国自旅第２３４号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

1. その他貸渡しの適正化を図るための計画
   1. 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険内訳 | 補償金額 | 保険会社名 |
| 対人保険 | 万円 |  |
| 対物保険 | 万円  （免責額　　　　　　万円） |  |
| 搭乗者保険  又は  人身傷害補償 | 万円 |  |

* 1. 整備管理者(整備責任者)の配置計画　等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 氏　　　名 | 資格の有無 |
|  |  | 有　・　無 |
|  |  | 有　・　無 |

添付書類：貸渡約款、貸渡料金、会社登記簿謄本（法人）、住民票（個人）

申請書は２部（１部はコピーで可）作成して下さい。

②記入例

【様式例１】

神戸運輸監理部長　殿

宣誓書

①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。

③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。

⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを確認致します。

　　　令和○○年○○月○○日

住　　　　　　所　兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○－○番地

氏名又は名称　○○レンタカー株式会社

代表者名　兵庫　太郎

（役員（法人の場合））

氏　　　　　　名　　　　兵庫　太郎

氏　　　　　　名　　　　運輸　次郎

氏　　　　　　名　　　　姫路　花子

令和○○年○○月○○日

神戸運輸監理部長　殿

住所　兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町

○○－○番地

氏名又は名称　○○レンタカー株式会社

代表者名　兵庫　太郎

連絡先　０７２（×××）○○○○

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第８０条第１項及び同法施行規則第５２条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

住所　　兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町○○－○番地

氏名又は名称　　○○レンタカー株式会社

代表者名　　兵庫　太郎

２．貸渡人の事務所の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 所　　　在　　　地 |
| 本社営業所 | 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町○○－○番地 |
| 姫路営業所 | 兵庫県姫路市○○町××丁目○番地 |
|  |  |

３．貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

４．貸渡しを必要とする理由

お客様から要望があり、レンタカー事業を行う必要があるため。

理由は自由に記載してください。

【様式例３】

貸渡しの実施計画

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
   1. 事務所ごとに配置する責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 役職 | 氏名 |
| 本社営業所 | 営業所長 | 運輸　次郎 |
| 姫路営業所 | 営業所長 | 姫路　花子 |
|  |  |  |

* 1. 従業員への指導・研修の計画等
     + 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
     + 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成１６年３月１６日付け国自旅第２３４号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

1. その他貸渡しの適正化を図るための計画
   1. 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険内訳 | 補償金額 | 保険会社名 |
| 対人保険 | 無制限　　　　万円 | ○○損害保険㈱ |
| 対物保険 | 無制限　　　　万円  （免責額　　５　万円） | ○○損害保険㈱ |
| 搭乗者保険  又は  人身傷害補償 | １名につき　５００　　　　万円 | ○○損害保険㈱ |

* 1. 整備管理者(整備責任者)の配置計画　等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 氏名 | 資格の有無 |
| 本社営業所 | 運輸　次郎 | 有　・　無 |
| 姫路営業所 | 姫路　花子 | 有　・　無 |

【様式例２】

○事務所別車種別配置車両数一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所　在　地 | 配　置　車　両　数 | | | | | |
| 乗用 | バス | ﾄﾗｯｸ | 特種 | 二輪 | 合計 |
| 本社  営業所 | 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町○○－○番地 | １ |  |  |  |  | １ |
|  |  |  |  |  |  |
| 姫路  営業所 | 兵庫県姫路市○○町××丁目○番地 |  |  | ２０ |  |  | ２０ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　計 | | １ |  | ２０ |  |  | ２１ |

こちらは記載例です。会社ごとに記載内容を変更しても結構です。

こちらは記載例です。会社ごとに記載内容を変更しても結構です。

マイクロバスは新規許可時には申請できません。貸渡しをするためには、他車種で２年以上の貸渡し実績が必要です。

車両数はレンタカーを登録する予定車両数を記載してください。

（レンタカーの登録は許可にならないと登録できません）

補償金額は公示（審査基準）に定められた額以上を記載すること。

配置する車両数に応じて、兵庫陸運部検査整備保安部門に整備管理者の選任届出が必要になります。（道路運送車両法第５０条、同法施行規則第３１条の３）

また、届出が不要の場合でも日常点検を行う整備責任者を選任してください。